

## 高山市福祉医療費助成金条例の一部を改正する条例の概要について

### 1. 改正の経緯

市では、対象者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的に、子ども、重度の障がい者等に対し、医療費の一部を助成している。子どもが成長するにつれ、子育てや教育にかかる経済的負担が増加する傾向にあることを踏まえ、安心して子どもを育てられる環境づくりに向け、子ども医療の対象者を拡大する。

### 2. 改正の内容

子ども医療の対象者を以下の通り拡大する（条例第2条第1項第2号）。

改正前：義務教育修了までの者（15歳到達後最初の年度末までの者）

改正後：18歳到達後最初の年度末までの者

### 3. 改正による影響

- |            |           |
|------------|-----------|
| （1）対象者の増加  | 約2,400名   |
| （2）助成額等の増加 | 約53,000千円 |

### 4. 施行期日

令和5年4月1日